

特別養護老人ホーム福住光明苑 運営規程

第1章 施設の目的及び方針

第1条（趣旨）

この規程は、社会福祉法人福住会が設置経営する特別養護老人ホーム福住光明苑（以下「施設」という。）の運営及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条（目的）

施設は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）（以下「法」という。）の理念に基づき、居宅において常時の介護を受けることが困難な者が入居し（以下「入居者」という。）、介護することを目的とする。

第3条（運営方針）

施設は、法第17条第1項、介護保険法（平成9年法律第123号）第88条第1項及び第2項の規定に基づき定められた、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）、指定介護福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）を遵守し、指定介護福祉施設サービス（以下、施設サービスという）計画に基づき、入居者の心身の状況に応じて適切な施設サービスを提供するように努めるものとする。

第4条（業務の委託）

施設の清掃・洗濯業務、自動車運転業務及び宿直業務等については、必要に応じて第三者に委託することができるものとする。

第5条（施設の名称等）

施設の名称及び所在地は、下記のとおりとする。

（名 称）	特別養護老人ホーム福住光明苑
（所在地）	奈良県天理市福住町 6328 番地

第2章 職員の職種、定数及び職務

第6条（職員の任免）

職員は理事長が任免する。

第7条（職員の職種及び員数と職務内容）

施設の職員の区分及び員数と職務は、次のとおりとする。

職 種	員数	職務内容
施 設 長	1名	施設の業務を総括する。
介 護 職 員	19名 以上	入居者の日常生活の介護、支援及び援助に従事する。
生 活 相 談 員	1名 以上	入居者の生活相談、面談、身上調査並びに入居者支援の企画及び実施に関することに従事する。関係機関との連携やボランティア等地域対応に従事する。
介護支援専門員	1名 以上	施設サービス計画の作成及び管理、家族・関係機関との連絡調整に従事する。
看 護 職 員	2名 以上	健康管理者として、入居者の診療の補助及び看護並びに入居者の保健衛生管理に従事する。
機能訓練指導員	必要数	入居者の機能訓練指導に従事する。
医 師（嘱託）	1名	入居者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
栄 養 士	1名 以上	栄養ケアマネジメントの作成、献立作成、栄養量計算及び給食記録、委託業者との指導等給食業務全般並びに入居者の栄養指導に従事する。
調 理 員	若干名	給食業務に従事する。（業者委託）
事 務 員	若干名	施設の運営管理、建物設備の管理、庶務・会計事務、人事関係事項、福利厚生、各部門との連携指導及び関係機関との連絡業務に従事する。

※「勤務体制の確保」として、次に定めるとおりの職員配置をするものとする。

- 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員
- 夜間及び深夜においては、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員
- ユニットごとに常勤のユニットリーダー

第8条（組 織）

施設の業務を行なうための組織、業務分掌及び職務権限については、別に定める。

第3章 入居定員及び施設サービスの内容等

第9条（ユニット数及びユニット毎の入居定員）

施設の長期入居者の定員は50名とする。

		入居定員
		入居
(階)	(ユニット名)	(人数)
2階	A	10名 ショートステイ1名
	B	ショートステイ10名
3階	C	10名 ショートステイ1名
	D	10名
4階	E	10名 ショートステイ1名
	F	10名

第10条（内容及び手続きの説明及び同意）

1. 施設サービスの提供の開始に際して、入居申込者又はその家族と施設は、「小規模生活単位型指定介護老人福祉施設入居契約書」（以下「契約書」という。）を、別紙様式により作成し契約の締結を行なうものとする。
2. 前項の規定により契約書を作成する場合、入居申込書のサービス選択に資するため、施設は予め入居申込者又はその家族に対し、別紙様式による「契約書」及び「重要事項説明書」を交付し、施設運営規定の概要、職員の勤務体制その他の事項について説明を行わなければならない。また、入居申込者が施設の説明に同意したことを確認の上、「契約書」及び「重要事項説明書」に入居者又は代理人の署名押印を求めるものとする。

第11条（受給資格の確認）

1. 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び介護認定有効期間を確認するものとする。
2. 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するように努めるものとする。

第 12 条（入退居）

1. 施設は、身体上又は精神上に障害があるため常時介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供するものとする。
2. 前項の決定にあたっては、入居コーディネートマニュアルを引用し、入居検討委員会を設置することにより、入居の必要性の高い人の速やかな入居支援を協議・決定するものとする。
3. 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒んではならない。
4. 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合、その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。
5. 施設は、入居申込者の入居に際しては、主治医の健康診断書等に基づき、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めるものとする。
6. 施設は、入居者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討するものとする。
7. 前項の検討にあたっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の担当職員間で協議するものとする。
8. 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行なうものとする。
9. 施設は、入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他の保険医療サービス・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

第 13 条（要介護認定の申請に係る援助）

1. 施設は、入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者について、要介護認定の申請が既に行なわれているかどうかを確認し、申請が行なわれていない場合は、入居申込者の意志を踏まえ、速やかに当該申請が行なわれるよう必要な援助を行なうものとする。
2. 施設は、要介護更新認定の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前には行なわれるよう必要な援助を行なうものとする。

第 14 条（施設サービス提供の記録）

1. 施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。
2. 施設は、施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するものとする。

第 15 条（施設サービス計画の作成）

1. 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
2. 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成にあたっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置づけるように努めるものとする。
3. 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成にあたっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力・その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
4. 計画担当介護支援専門員は、入居者及びその家族に面接することで、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）を行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。
5. 計画担当介護支援専門員は、入居者の希望及び入居者についてのアセスメントの結果に基づき、入居者の家族の希望を勘案して、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成するものとする。
6. 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入居者に対する施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下「担当者」という。）を召集して行う会議）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者より専門的な見地からの意見を求めるものとする。
7. 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入居者又はその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得るものとする。
8. 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入居者に交付するものとする。
9. 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入居者についての継続的なアセスメントを含む。）を行ない、必要に応じて施設サービス計画の変更を行なうものとする。
10. 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）にあたっては、入居者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行なうこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行なうこととする。
 - 一、定期的に入居者に面接すること

二、定期的にモニタリングの結果を記録すること

11. 計画担当介護支援専門員、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催・担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者より専門的な見地からの意見を求めるものとする。

一、入居者が法第 28 条第 2 項に規定する要介護更新認定を受けた場合

二、入居者が法第 29 条第 1 項に規定する要介護状態の区分の変更の認定を受けた場合

12. 第 2 項から第 8 項までの規定を準用して、第 9 項に規定する施設サービス計画の変更を行なうこととする。

第 16 条（施設サービスの取扱方針）

1. 施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行なうことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行なうこととする。

2. 施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行なうこととする。

3. 施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行なうこととする。

4. 施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら適切に行なうこととする。

5. 施設の従業者は、施設サービスの提供にあたって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行なうこととする。

6. 施設は、施設サービスの提供にあたっては、入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行なってはならない。

7. 施設は、前項の身体的拘束等を行なう場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

8. 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行ない、常にその改善を図るものとする。

第 17 条（介護）

1. 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう入居者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって行なうこととする。

2. 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行なうよう適切に支援するものとする。

3. 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適

切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。但し、やむを得ない場合には、清拭を行なうことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4. 施設は、入居者の心身の状況に応じて適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行なうこととする。
5. 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えるものとする。
6. 施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床・更衣・整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。
7. 施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
8. 施設は、入居者に対し、その負担により、当該施設の従業員以外の者による介護を受けさせてはならない。
9. 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行なうと共に、その発生を防止するための体制を整備するものとする。
10. 施設は、歯科医師又は歯科衛生士及び介護職員による口腔衛生管理を行うこととする。

第18条（食事の提供）

1. 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。
2. 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行なうこととする。
3. 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供すると共に、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。

（食事時間） 朝食 7：30～9：30
 昼食 11：30～13：30
 夕食 17：30～19：30

4. 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。

第19条（相談及び援助）

施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行なうこととする。

第20条（社会生活上の便宜の供与等）

1. 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供すると共に、

入居者が自律的に行なうこれらの活動を支援するものとする。

2. 施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族が行なうことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行なうこととする。
3. 施設は、常に入居者の家族との連携を図ると共に、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
4. 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。

第 21 条（機能訓練）

施設は、入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又その減退を防止するための訓練を行なうこととする。

第 22 条（健康管理）

1. 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるものとする。
2. 施設の医師は、その行なった健康管理に関し、入居者の健康手帳（老人保健法(昭和 57 年法律第 80 号)第 13 条の健康手帳）に必要な事項を記載しなければならない。但し、健康手帳を有しない者についてはこの限りでない。

第 23 条（栄養管理）

1. 個々の入居者の栄養状態に着目した栄養管理・栄養ケアマネジメントを医師、栄養士（管理栄養士）、看護職員、介護職員等の多職種協働により行うものとする。
2. 入居者に栄養ケアマネジメントを行い、必要者には経口摂取に移行するための栄養管理や療養食の提供を行うものとする。

第 24 条（入居者の入院期間中の取り扱い）

施設は、入居者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、概ね 3 ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与すると共に、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入居出来るようにするものとする。

第 25 条（入居者に関する市町村への通知）

施設は、入居者が次の各号いずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- 一、正当な理由なしに施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状

態の程度を増進させたと認められるとき

二、偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき

第4章 利用料その他の費用の額

第26条（利用料等の受領）

1. 施設は、法定代理受領サービス（介護保険法第48条第5項）に該当する施設サービスを提供した場合の額（同条第1項に規定する施設介護サービス費）は、介護保険法の告示上の額とする。
2. 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、指定介護老人福祉施設サービスに係る施設介護サービス費用基準額（重要事項説明書参照）から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た（負担割合に応じた）額の支払を受けるものとする。
3. 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際に、入居者から支払いを受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにするものとする。
4. 施設は、前項2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入居者の場合、その認定証に記載された1日あたりの料金とする。
 - 一、個室の提供を行なうことに伴い必要となる費用（以下「居住費」という。）
 - 二、食費
 - 三、入居者が選定する特別な食事の提供を行なった事に伴い必要となる費用
 - 四、嗜好品費（おやつ、嗜好飲料）
 - 五、貴重品管理サービス費
 - 六、理美容費
 - 七、教養娯楽費
 - 八、医療費
 - 九、前項に掲げるもののほか、施設サービスにおいて供与される適宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの
5. 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、入居契約書及び重要事項説明書により、入居者又はその家族に対して、当該サービスの内容及び費用について説明を行ない、入居者の同意を得なければならない。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め利用者又はその家族に対し説明を行ない、同意を得ることとする。

6. 当該施設における居住費及び食費の額は次のとおりとする。

居住費一日あたり 2,850 円

食 費一日あたり 1,680 円 (朝食 355 円 昼食 695 円 夕食 630 円)

ただし、利用者負担段階の第 1 段階から第 3 段階に該当する者は次表の額を限度とする。

(一日あたり)

利用者負担段階	居住費	食 費
第 1 段階	880 円	300 円
第 2 段階	880 円	390 円
第 3 段階①	1370 円	650 円
第 3 段階②	1370 円	1360 円

(注 1) 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業の減免対象となる入居者については、市町村が交付する確認証の内容に基づき、居住費等の減免を行なうものとする。

(注 2) 施設は、居住費について、見積時に想定していなかった事情により新たな費用が発生したときは、当該費用を基準として居住費の額を変更することがある。

7. 施設は、居住費の額を変更するときは、変更を行なう 1 ヶ月前までに、入居者又はその家族に対し、変更後の居住費の額及びその根拠について説明を行ない、入居者の同意を得るものとする。

8. 施設は、入居者又はその家族より利用料の受領について証明を求められた際は、領収証明書の交付を行なうものとする。

第 5 章 施設利用にあたっての留意事項

第 27 条 (施設サービス計画に基づく日課の励行)

1. 入居者は、施設サービス計画に基づく施設サービスの実施に当たり、施設長、もしくは担当職員の指示・依頼等に協力し日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦を図るよう努めなければならない。
2. 入居者は、自己の有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができることを目指し、できる限り自ら律するよう努め、施設サービス担当職員とともに相互扶助に努めなければならない。

第 28 条 (外出及び外泊)

入居者は、外出又は外泊しようとするときは、その都度、外出先、外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時等を施設長に届けて、その同意を得なければならない。

第 29 条（面会）

入居者に面会を求める者は、その旨を施設長又は施設窓口へ届け出て面会するものとする。

第 30 条（健康維持）

入居者は、努めて健康に留意するとともに、施設で行う健康診断には、特別の理由がない限りこれを拒否してはならない。

第 31 条（衛生保持）

入居者は、施設内外の清潔、整頓その他環境衛生の保持、増進のために協力しなければならない。

第 32 条（施設内禁止行為）

入居者は次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）指定された場所以外での喫煙及び火気の使用
- （2）サービス担当職員又は他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような行動、宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと
- （3）その他決められた以外の物の持ち込み

第 33 条（損害賠償）

1. 入居者は、施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当額の代価を支払うものとする。
2. 損害弁償の額は、入居者の収入その他の事情を考慮して減免することができる。

第 6 章 非常災害対策

第 34 条（非常災害対策）

施設は、非常災害（消防、風水害、地震等）に関する具体的計画を立てておくと共に、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なうものとする。

第 7 章 その他施設の運営に関する重要事項

第 35 条（勤務体制の確保等）

1. 施設は、入居者に対し、適切な施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務体制を定めておくこととし、その勤務体制を定めるにあたっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮するものとする。

2. 施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。
3. 施設は、日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置するものとする。
4. 施設は、夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置するものとする。
5. 施設は、ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置するものとする。

第36条（衛生管理等）

1. 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生管理に努め、又は衛生上必要措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行なうものとする。
2. 施設は、当該施設において感染症が発生、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。
3. 施設は、当該施設における感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を月に1回程度、定期的を開催すると共に、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
4. 施設は、当該施設における感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を整備するものとする。
5. 施設は、当該施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的を実施するものとする。
6. 施設は、上記に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行なうものとする。

第37条（協力病院等）

1. 施設は、入院治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力病院を定めておくものとする。
2. 施設は、予め協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

第38条（掲 示）

施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

また、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表する。

第 39 条（秘密保持等）

施設は、入居者等の秘密保持の取組みとして次の各号に掲げる事項を行うこととする。

- 一、職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならないこととする。
- 二、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。
- 三、居宅介護支援事業者に対して、入居者に対する情報を提供する際には、予め文書により同意を得ることとする。
- 四、個人情報保護規程及び個人情報保護マニュアルを整備し、また導入しているコンピューターにおいてもコンピューター情報の運用管理に関する規程を定め遵守する。
- 五、個人情報利用目的及び個人情報保護に関する方針を、入居者又はその家族へ分かりやすいよう説明・掲示する。

第 40 条（苦情処理）

1. 施設は、その提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情を受付けるための窓口を設置するなどの必要な措置を講じるものとする。
2. 施設は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
3. 施設は、提供した施設サービスに関し、法第 23 条の規定による市町村が行なう文書、その他の物件の提供・提示の求め、当該市長村の職員からの質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関して市町村が行なう調査に協力すると共に、市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従い必要な改善を行なうこととする。
4. 施設は、市町村から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。
5. 施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 45 条第 5 項）が行なう法第 176 条第 1 項第 2 号に規定する調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から同号に規定する指導又は助言を受けた場合は、それに従い必要な改善を行なうこととする。
6. 施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

第 41 条（地域との連携等）

1. 施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等の連携及び協力を行なう等、地域との交流に努めるものとする。
2. 施設は、その運営にあたっては、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行なう事業、その他市町村が実施する事業に協力

するよう努めるものとする。

第 42 条（事故発生時の対応）

1. 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族に連絡を行なうと共に、必要な措置を講じるものとする。
2. 施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。
3. 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なうこととする。
4. 施設は、事故が発生又は再発することを防止するため、次の措置を講じるものとする。
 - 一、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること
 - 二、事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備すること
 - 三、事故発生の防止のための委員会及び介護職員その他の従事者に対する研修を定期的に行うこと

第 43 条（記録の整備）

1. 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。
2. 施設は、入居者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管するものとする。

第 44 条（緊急時等の対応）

施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、入居者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師または施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

第 45 条（身体拘束廃止に関する事項）

1. 施設は、入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。
2. 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - 一、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - 二、身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

三、介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

第 46 条（虐待の防止のための措置に関する事項）

1. 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。
 - 一、施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二、施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - 三、施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年 2 回以上）実施すること。
 - 四、前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
2. 施設は、サービス提供中に当該施設従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

第 47 条（業務継続計画の策定等）

1. 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年 2 回実施するものとする。
3. 施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 48 条（生産性の向上に関する事項）

1. 施設は、生産性の向上に向けて、介護サービスの質を確保するとともに、職員の負担軽減に資する生産性向上の取組を推進するため、次の措置を講ずる。
 - 一、生産性の向上を図ることを目的に介護事故防止委員会に併設して「生産性向上委員会」を設置する。生産性向上委員会の課題は具体的に下記のような内容について、1 か月に 1 度開催し、協議する。
 - ①職場環境の整備
 - ②業務の明確化と役割分担
 - ・業務全体の流れを再構築
 - ・テクノロジーの活用

- ③手順書の作成
- ④記録・報告様式の工夫
- ⑤情報共有の工夫
- ⑥OJT の仕組みづくり
- ⑦理念・行動指針の徹底
- ⑧取り組みの評価と報告

第 49 条（法令との関係）

この規程に定めのないことは、老人福祉法及び介護保険法並びに関係法令の定めることによる。

第 50 条（その他）

施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

この規程の定めるもののほか、施設の運営及び管理について必要な事項は理事長が定める。

附則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 24 年 4 月 1 日に一部改定し施行する。

この規定は、平成 25 年 5 月 1 日に一部改定し施行する。

この規定は、平成 26 年 5 月 1 日に一部改定し施行する。

この規定は、平成 30 年 1 月 23 日に一部改定し施行する。

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日に一部改定し施行する。

この規定は、令和 1 年 10 月 1 日に一部改定し施行する。

この規定は、令和 3 年 8 月 1 日に一部改定し施行する。

この規定は、令和 5 年 11 月 17 日に一部改定し施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日に一部改定し施行する。

この規定は、令和 6 年 8 月 1 日に一部改定し施行する。